

<従たる事務所廃止>

下記の書類を、事務局（所属支部、咲洲事務所、大阪府本部）まで提出お願い致します。

協会関係書類

- ☐ 従たる事務所廃止届
- ☐ 承諾書
- ☐ 印鑑証明書（入会時提出の印鑑証明書から変更がない場合は不要です。）

府庁関係書類

- ☐ 府庁変更届 第1面（写） 収受印があるもの
- ☐ 府庁変更届 第3面（写）
- ☐ 府庁変更届 第4面（写）

お手数をおかけしますが、よろしくお願い致します。

従たる事務所廃止・分担金返還に関する注意事項

①（公社）全日本不動産協会及び（公社）不動産保証協会の正会員の方々に、会員章等を貸与しておりますが、退会時は、退会届とともに会員章等を事務局（所属支部、咲洲事務所、大阪府本部）へ返還して頂きますようお願い申し上げます。

② 弁済業務保証金分担金（以下、分担金という。）は、

事務局が退会届を受理した日から約8ヶ月後に返還する予定です。

③ 分担金の返還時に必要な書類は、従たる事務所廃止届受理から約8ヶ月後、従たる事務所廃止届に記載された住所（廃止後の連絡先）に送付します。

※ 法人の方は、分担金が返還されるまで、法人名義の口座を解約されないようお願い致します。

④ 苦情が未解決の場合、差押がある場合、分担金の返還が出来ません。又、毎事業年度の開始の日（4月1日）に本会に所属する会員は、会費等の全額を納付する事となっており、未納の場合は分担金より相殺致します。

以上

※従たる事務所の廃止により、従たる事務所でレイズに登録している物件情報は削除されますのでご注意ください。

☐ 廃止		☐ 継続		
本部名	地方本部受付年月日	地方本部承認年月日	統一コード	支部コード
大阪府	令和 年 月 日	令和 年 月 日	—	

廃止届（従たる事務所）

公益社団法人 全日本不動産協会 殿
公益社団法人 不動産保証協会

届出人	商号	
	氏名	
	住所	〒 —

私は、この度下記従たる事務所を廃止しましたので、規定により廃止届を提出いたします。
宅地建物取引業法第64条の11第2項及び第3項並びに弁済業務規約第26条第2項の規定に
基づき、弁済業務保証金分担金の返還請求の申出をいたします。

記入日	令和 年 月 日
-----	----------

免許証番号		() 第 号		
従たる事務所	名称			
	所在地 (ビル名)	〒 —		
	TEL	()		
主たる事務所	商号又は名称			
	所在地 (ビル名)	〒 —		
	TEL	()		
代表者	氏名			
廃止後の連絡先	商号 (氏名)			
	所在地 (住所)	〒 —		
	TEL	()	担当者名	

※注意事項 廃止時に会費未納の場合は分担金より精算します。（保証協会）
※注意事項 一般社団法人全国不動産協会の会員である場合は、本廃止届の提出により一般社団法人全国不動産協会の従たる事務所についても廃止となります。

地方本部記入欄	行政庁届出年月日（廃止年月日）	令和 年 月 日
---------	-----------------	----------

--	--	--

承 諾 書

私が公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人不動産保証協会及び一般社団法人全国不動産協会の会員資格を失った時（退会又はその他の理由で）は、退会する事業年度の期末までの年会費及び未納会費、官報公告料、貸与物品使用料並びに公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人不動産保証協会及び一般社団法人全国不動産協会からの諸代金、その他債務一切を弁済業務保証金分担金返還金と相殺することを承諾いたします。

なお、前項の相殺をしても更に前三団体への債務が残存する時は、私が個人である場合は、私及び保証人が、私が法人である場合は、私及び公益社団法人不動産保証協会定款施行規則第2条第1項第4号の規定に従い保証書を提出した代表者個人が速やかにその金員を納入し、前三団体に些かの損害も与えないことを承諾いたします。

令和 年 月 日

所在地（住所）

商 号（名称）

代表者（氏名）

㊞（実印）

従たる事務所
所 在 地

従たる事務所
名 称

政 令 使 用 人
氏 名

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

公益社団法人 不動産保証協会 御中

一般社団法人 全国不動産協会 御中

返却備品

